

就労支援 ひろしま

「再犯防止推進計画に関する取組と

地方公共団体との連携について」



広島保護観察所長

眞 鍋 芳 明

広島県下の協力雇用主及び就労支援員の皆様並びに広島県協力雇用主会連絡協議会及び広島県就労支援事業者機構の関係者の皆様、平素は更生保護事業、特に就労支援事業に多大なる御尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、一昨年 12 月に再犯防止推進法が施行され、地方公共団体が国と並ぶ再犯防止施策の主体となることが明確に位置付けられました。そして、昨年 9 月に国の「再犯防止推進計画(案)」が示され、パブリックコメントを経て、昨年 12 月「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。国・地方・民間が連携して切れ目のない支援を実施するための法的基盤が整備され、実施に向けた国の計画が示されたのです。そして、同月閣議決定された平成 30 年度政府予算案に地域における再犯防止の在り方に関する調査委託経費が盛り込まれ、法務省から地方公共団体に対し、地域再犯防止推進モデル事業を公募することとなりました。

今後は広島県内の地方公共団体においても、関係機関・団体と連携し、あるいは関係機関・団体に委託等して、取り組むべき再犯防止に関連する具体的施策や、地方再犯

防止推進計画等の策定に向けた準備を進め、地域再犯防止推進モデル事業の取組についても検討していただくことが必要であります。そのために、昨年 7 月の第 1 回目に引き続き、昨年 12 月から本年 2 月にかけて、広島県、広島市、福山市の職員及び再犯防止に関連する関係機関・団体等に御参集いただき、再犯防止対策推進会議を計 4 回開催しました。再犯防止推進計画で示された重点課題を参考に、各関連施策に関わる関係機関・団体を、①就労支援、②住居の確保、③薬物及びアルコール等依存からの回復支援、④知的障害を抱える犯罪者の再犯防止対策、⑤高齢犯罪者の再犯防止対策、⑥青少年の再非行・再犯防止対策の 6 分科会に振り分け、その対象が共通する分科会については合同開催として効率化し、関連機関・団体間のネットワークを強化、顔の見える関係を一層推進させ、再犯防止推進計画の概要や国や地方公共団体や民間団体等がこれまで取り組んできた具体的施策等について説明、報告を求めると共に、各施策における課題や問題点、対応策等について検討協議を重ねています。

どうぞ皆様、「過ちを犯した人も地域でやり直せる」地域社会の創成を目指していきたいと考えておりますので、引き続き、御尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝と各団体の一層の御発展をお祈り申し上げます。

コレワーク

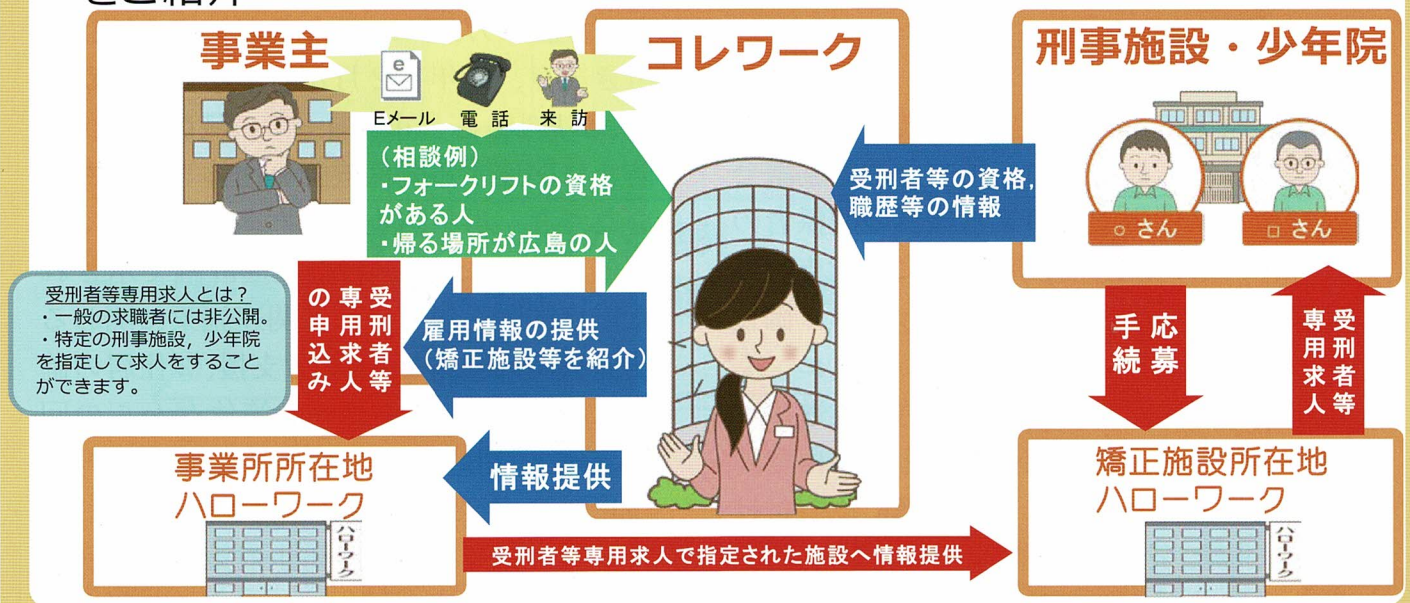


矯正 中核 収集
Correction, Core, Collection+Work

～受刑者・少年院在院者の雇用を希望される事業主の方を支援し、再犯防止の実現を目指します～

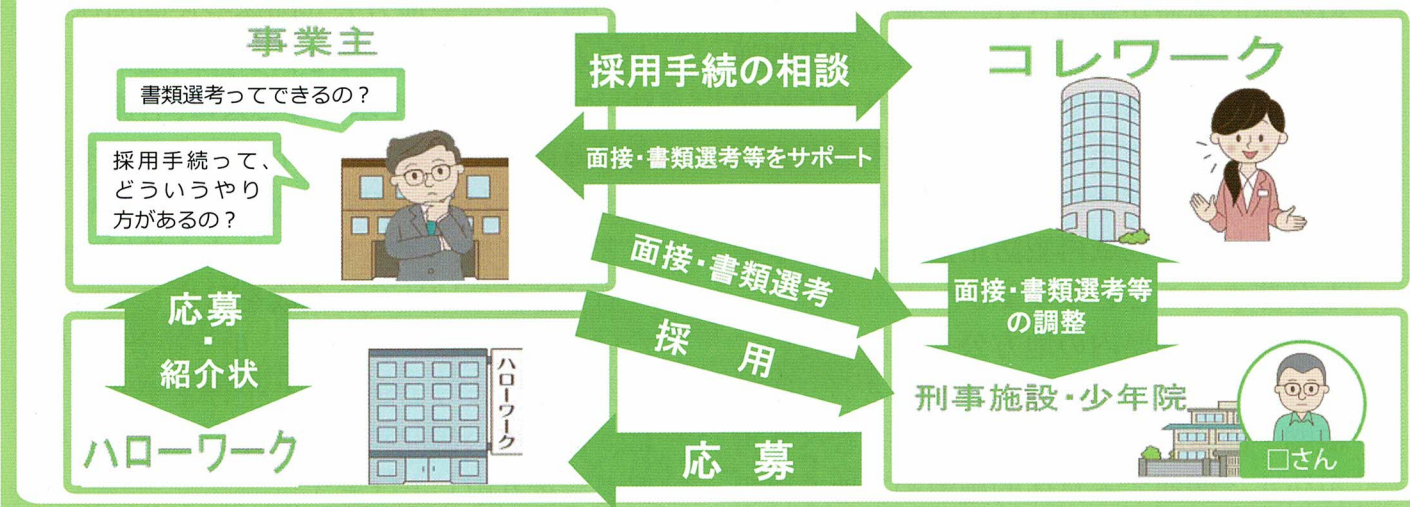
雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後に帰る場所などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する刑事施設・少年院をご紹介します



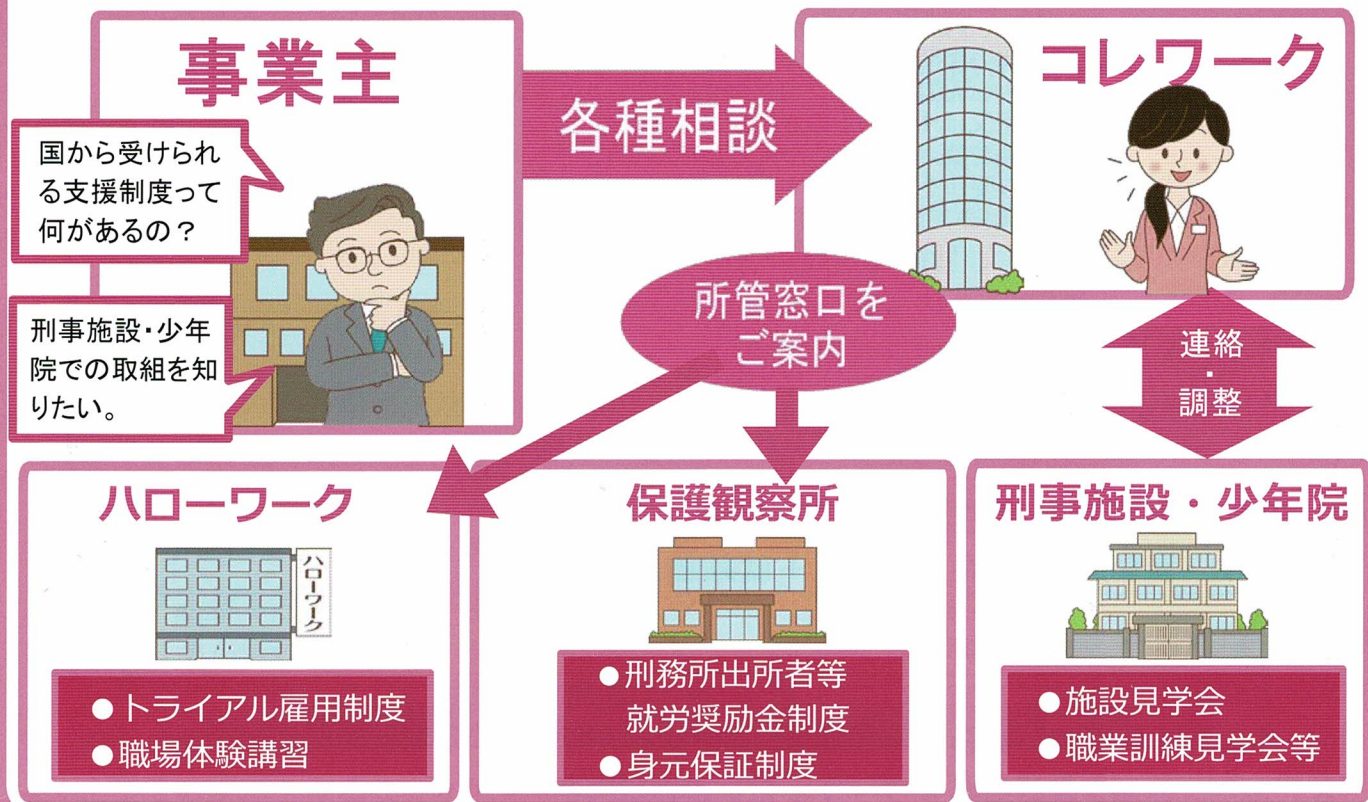
採用手続支援サービス

- 事業主の方の刑事施設・少年院での一連の採用手続を幅広くサポート



就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する奨励金などの支援制度をご案内
- 事業主の方に対する施設見学会、職業訓練見学会等をご案内



ご相談は、電話・メールでも受け付けております。

コレワーク西日本 (大阪矯正管区矯正就労支援情報センター)

- 所在地** 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館本館4階
- 電話番号** 06-6941-5780 平日 10:00~17:00
- e-mail** recruit-inmates-osaka@cccs.moj.go.jp
- H P** http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00070.html



刑務所出所者等就労奨励金支給制度

保護観察対象者等の就業継続に必要な技能習得のみならず、挨拶などの礼節、規則正しい生活習慣の習得、金銭管理など、幅広く指導や助言を行う協力雇用主から、毎月の就労や指導の状況等に関する報告を受け、奨励金を支給します。保護観察所長が協力依頼した場合のみ、支給対象となります。

(1) 刑務所出所者等就労奨励金支給制度の概要

対象：保護観察又は更生緊急保護の期間中の対象者

▶ 就労・職場定着奨励金

A コース

- 1～6 月目 月額上限 8 万円 6 月合計額上限 48 万円
- ・生活環境の調整中から協力雇用主のもとでの雇用を調整
 - ・釈放後、おおむね 1 月以内に稼働開始
 - ・正規雇用又は 1 年以上の雇用が見込まれるもの
 - ・週の稼働時間 30 時間以上 (20 時間以上)

B コース (A コースの要件を満たさないもの)

- 1～3 月目 月額上限 2 万円 4～6 月目 月額上限 4 万円
6 月合計上限 18 万円

▶ 就労継続奨励金

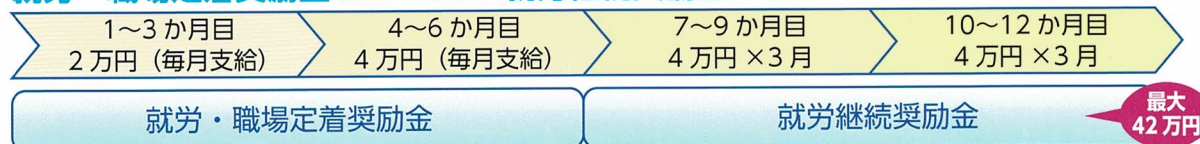
- 7～12 月目 月額上限 4 万円
9 月、12 月経過時上限額 12 万円 合計額上限 24 万円
※支給対象期間中に離職すると給付されない
※支給期間中に保護観察等を終了した場合は日割り支給

(2) 刑務所出所者等就労奨励金の支給例

ア 就労・職場定着奨励金 A コース + 就労継続奨励金



イ 就労・職場定着奨励金 B コース + 就労継続奨励金



平成 27 年度に刑務所出所者等就労奨励金制度が新設され、B コースについては、雇用開始から 6 か月間の奨励金の上限額は 18 万円と設定されていました。

しかし、平成 30 年 4 月支払分から算定方法が一部変更となります。

月の途中に採用された場合では、雇用開始 4～6 か月目の 3 か月間の奨励金が 12 万円を超えるケースがありましたが、平成 30 年 4 月支払分から、雇用開始 4～6 か月目の奨励金の合計支給額の上限は 12 万円となります。この変更に伴い、B コースの奨励金支給額が、以前と比べて減る可能性があります。

協力雇用主会 会員特典 間所法律事務所 無料法律相談

* 30 分間無料で法律相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。電話 082-211-2240

就労支援 ひろしま 第 2 号 (編集発行)

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局

特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構

〒730-0014 広島市中区上幟町 3 番 26 号 広島メイプルビル間所法律事務所内

電話 082 - 211 - 2240 FAX 082 - 502 - 0201

受付時間：9：00～17：00 (土日祝を除く) E-mail: info@hiroshima-syuurou.jp

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク

